

2017年度
第69回 事業報告書

（ 2017年4月1日より
2018年3月31日まで ）

I	2017年度の協会の主な活動状況	1
II	会 合	34
III	例会議題	47
IV	要望決議事項	51
V	研 修	55
VI	共同事業・受託業務	58

2017年度の協会の主な活動状況

1. 銀行を取り巻く環境変化への対応

(1) 地域密着型金融のさらなる深化、地方創生への取組み

A. 中小企業等への金融仲介機能の質の向上

(a) 信用保証制度の見直し

2017年2月、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。2017年5月17日、衆議院経済産業委員会に会長行が参考人として招致され、プロパー融資と保証付融資の適切なリスク分担等に関する地銀界の意見を陳述した。

2017年8月、本法案の成立・公布を受け、中小企業庁・金融庁より、信用保証協会と金融機関が柔軟にリスク分担を行う際の着眼点等を盛り込んだ「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の一部改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員銀行に対し意見照会を行うとともに、関係部会においてリスク分担やプロパー融資の状況等の情報開示における課題・要望等について検討し、中小企業庁および全国信用保証協会連合会に対し意見を伝えた。

また、2017年12月、中小企業庁および全国信用保証協会連合会を招き、「信用保証制度の見直しに関する全行説明会」を開催した。

これらの状況について、2017年11月の役員会で報告した。

(b) 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

金融庁等から金融機関による経営者保証ガイドラインの活用が十分でないとの指摘が行われていることから、会員銀行における同ガイドラインの活用促進のため、金融庁の「『経営者保証に関するガイドライン』の活用状況に係る情報提供(件数報告)」における地銀関連計数の集計結果を会員銀行に還元するとともに(2017年8月)、保証を解除する際の決裁権限に関する全行アンケートを実施し、その結果を還元した(同年12月)。

これらの動向について、2017年11月の役員会で報告した。

(c) ローカルベンチマーク

経済産業省は、「ローカルベンチマーク活用戦略会議」において、ローカ

ルベンチマーク（企業の経営者等や金融機関・支援機関等の双方が同じ目線で対話を行うための企業経営状態の把握ツールとその基本的な枠組み）の活用促進および「ローカルベンチマークアクションプラン（仮称）」の策定に向けた検討を行っている。

関係部会において、ローカルベンチマークの活用状況や課題等について経済産業省との意見交換を行ったほか、同戦略会議において、当協会の委員（会長行より派遣）よりローカルベンチマークを活用して具体的な成果に結びついた事例やローカルベンチマークのツールの改善案等について意見を述べた。

(d) 「金融仲介機能のベンチマーク」を踏まえた各行の取組み

金融庁の「金融仲介機能のベンチマーク」の選択ベンチマークに「金融機関の本業支援等の評価に関する顧客等へのアンケートに対する有効回答数」が盛り込まれていることから、取引先に対して自行への意見・評価等に関するアンケートやヒアリングを実施することにより、本業支援施策の改善に取り組んでいる会員銀行の取組事例を取りまとめ、情報提供を行った（2017年10月「最近の業務・企画動向メモ」）。

(e) 全産業の生産性革命に向けた連携施策

厚生労働省は、2015年以降、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連携会議」（当協会会長がメンバー）において、地域版政労使会議への地域金融機関の参画、「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」における金融機関の参画、金融と連携した「労働関係助成金」の優遇助成の導入等の労働・金融の連携施策の取組みを進めている。

これらの施策の内容等について会員銀行に周知するとともに、2018年度の本施策の検討に地銀界の意見が反映されるよう、関係部会等で寄せられた意見を厚生労働省、金融庁に伝えた。

B. 企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化

海外進出支援

2010年12月に金融庁・財務省・経済産業省が策定した中小企業等の海外進出支援施策に基づき、日本貿易振興機構（JETRO）の国内外拠点への会員銀行の行員派遣（2017年10月、2018年4月派遣開始分）に向け

た連絡・調整を行い、12行13名を派遣した。

また、会員銀行における取引先の海外展開支援の取組みに資するため、「取引先の海外展開支援業務に関する全行打合会」を開催（2018年2月）するとともに、国際業務および取引先の海外展開支援業務に関するアンケート（2017年4月、10月）および地方銀行海外拠点に関するアンケート（2017年8月、2018年2月）を実施し、その結果を会員銀行に還元した。

このほか、経済産業省主催の「中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム」に参加し、会員銀行に対して、同省およびJETROが2017年5月より運用を開始した「ロシア中堅・中小企業プラットフォーム」（専門家による総合的なロシア進出支援サービス）の運営に係る実施要綱等について情報提供を行った。

2017年11月14日にロシア銀行協会訪日団の来訪を受け、意見交換を行い、その模様を会員銀行に情報提供した。

C. 地方創生への主体的な取組み

(a) 「地方版総合戦略」の実践支援

各地公体において策定された地方版総合戦略が計画段階から実行段階に移行し、これに関与する地銀各行の課題もより実践的なものとなってきていることを踏まえ、公務部会（次課長級）を地方創生部会に改組（2017年6月）し、実務面での検討態勢を強化・拡充した。地方創生部会においては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（創生本部事務局）や地方創生ワーキンググループ（2015年3月設置）と連携しつつ、各行の関心が高い、観光振興、公共施設利活用、農業活性化、移住定住等のテーマを中心に、官民が連携した取組みの重要性を対外アピールするための「事例集」の作成（2018年5月発刊予定）や、会員銀行における取組上の留意点の取りまとめ等の検討を行った。

また、2017年5月、11月に各行の地方創生担当者を対象とした「地方創生に関する研究会」を開催し、古民家を活用した地域活性化、企業誘致・創業支援、地域商社の取組み、観光マーケティングに関する講演を聴取するとともに、創生本部事務局と参加者の意見交換や、個別事案に関する相談会を開催した。同研究会の開催に際し、会員銀行の地方創生の特徴的な

取組事例、観光DMOへの取組み、大学等との連携に関するアンケートを実施し、その結果を取りまとめ、還元した。

これらの状況について、2017年11月の役員会で報告した。

このほか、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」(2017年6月)、「まち・ひと・しごと総合戦略2017改訂版」(同年12月)、「地方創生への取組状況に係るモニタリング調査結果～地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例～」(2018年2月)など政府等における地方創生の動きについて会員銀行に情報提供した。

さらに、2017年11月に創生本部事務局と会員銀行代表者の情報交換会を開催し、地方創生に関する諸施策や銀行のコンサルティング業務(地方創生交付金に関する事業計画の策定支援)に係る監督指針上の取扱いに関する説明等を受け、その模様をホームページに掲載した。

(b) 地域の成長産業の育成

外国人観光客が増加する中で、地方部への取込みが重要な課題となっていることから、基本問題調査会で2016年度下期テーマとして「観光立国と地方創生」を取りあげ、訪日外国人観光の現状、今後の見通しを整理するとともに、地方創生にとっての課題や留意点、地方銀行の関わり方について検討した。2017年6月にその内容を取りまとめ、例会に報告するとともに、ホームページに掲載した。

また、政府が「観光先進国」実現のための施策の一つとして、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりを推進している中、地方銀行には、資金供給、案件の発掘、自治体と連携した支援等の積極的な関与が期待されている。これを踏まえ、2017年5月より、会員銀行における古民家等歴史的資源の活用事例の公表を開始した(2018年3月末時点で36事例をホームページに掲載)。

さらに、会員銀行の「地域密着型金融の取組み」等をアピールするため、会員銀行における取組みを調査し、創業・新事業支援に関する取組事例を中心に取りまとめ、2017年9月の会長記者会見で公表し、ホームページに掲載した。

このほか、会員銀行における地方創生の取組みに資するため、地銀協月

報に専門家の解説を掲載した(2017年4月号「今後の成長産業～航空機・宇宙産業、再生医療」、同年6月号「今後の成長産業～IoT、人工知能(AI)」、同年7月号「スポーツと地方創生」、同年9月号「統合型リゾート(IR)と地方創生」、同年10月号「今後の成長産業～スマート農業、VR(バーチャルリアリティ)」)。

(c) 地域の中核企業の育成

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(「地域未来投資促進法」)が、2017年7月31日に施行された。

同法は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業者が策定する地域経済牽引事業計画を承認する制度を創設し、当該計画に係る財政・金融面の支援措置、規制の特例措置等を定めるものである。

これら制度の概要や各種支援策について会員銀行に周知するとともに、各行における活用状況等について関係部会で意見交換を行った。

(d) 地方公共団体との連携等

指定金業務関連

会員銀行が指定金融機関を務める地方公共団体の庁舎内等に設置する派出について、関係部会において、現状の課題と今後の方向性等に関する検討を行い、「地公体取引における派出の改善」として取りまとめ、2017年6月に会員銀行に情報提供を行った。

また、同年10月に開催した「公務問題研究会」において、会員銀行から、公金収納等に係る集中事務の効率化や派出の合理化に向けた取組み等についての事例発表を行った。

PPP / PFI 関連

地域におけるPPP / PFIの地域プラットフォームについて、その設立および運営に主導的な役割を果たしている会員銀行の取組事例を取りまとめ、情報提供を行った(2018年2月「最近の業務・企画動向メモ」)。

(2) 金融商品・サービスの充実

A．顧客本位の金融商品・サービス提供態勢の確立と定着

(a) 顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）

金融庁は、金融審議会「市場ワーキング・グループ」において、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）等の実現に向けた取組みについて検討を行い、その結果を踏まえ、2017年3月、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表するとともに、その定着に向け、四半期ごとに、本原則を採択し取組方針を公表した金融事業者のリストを金融庁ウェブサイト上で公表した（2017年7月、11月、2018年2月）。

これを受け、地方銀行等における取組方針の公表状況等を整理し、会員銀行に情報提供を行った。また、関係部会において、各行における顧客本位の業務運営に関するKPIの設定状況、行内態勢の整備状況等について意見交換を行った。

(b) 銀行のカードローンの取扱い

全銀協は、銀行カードローン等に関する政府の「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」や日本弁護士連合会からの意見等を踏まえ、2017年3月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、そのフォローアップとして、「申し合わせを踏まえた会員の取組み状況に関する実態調査」（2017年5月、10月）、カードローン残高の集計・公表（同年10月）、カードローンに関する相談・苦情等の専用受付窓口の設置（同年10月）、銀行カードローンの利用実態等に関する一般消費者を対象にした意識調査（2018年1月）等の取組みを実施している。また、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」が2017年8月に公表した「ギャンブル等依存症対策の強化について」等を踏まえ、2018年度中の貸付自粛制度の導入に向け、その検討を開始した。

金融庁は、2017年9月、一部銀行に対してカードローン業務に係る検査を実施し、その結果を2018年1月に中間とりまとめとして公表した。また、カードローン利用者からの情報を幅広く把握するための電話受付窓口として、「カードローンホットライン」を開設した（2017年9月）。

これらの状況を2017年5月、10月、12月の役員会に報告するとともに、関係部会において情報共有や課題の整理等を行った。また、申し合わせを踏まえた会員銀行の取組状況のアンケート結果を取りまとめ、還元した。

(c) 成年後見における預貯金管理

2017年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において、同制度の不正防止策として、「後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される」とされたことを受け、法務省・最高裁・内閣府等は、金融機関等との間で「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」を開催し、2018年3月、報告書を取りまとめた。

同勉強会に事務担当副会長行が参加し、成年後見制度における現行の事務対応の課題や最高裁提示の不正防止策として考えられる仕組み（案）のメリット・デメリット等を検討したほか、同勉強会の検討状況を役員会に報告した。

B. 安定的な資産形成ニーズへの対応

(a) つみたてNISAの普及・推進

金融庁は、2018年1月の「つみたてNISA制度」の導入に向け、「つみたてNISAの対象商品に関するQ&A」の作成（2017年6月）、投資初心者向け教材の製作（同年9月）、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（同年10月）、政府機関等における職場つみたてNISAの推進等の施策を展開した。NISA推進・連絡協議会においては、「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」の設置（2017年8月）、「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について（ガイドライン）」の一部改訂（同年8月）等の取組を行った。

これらを受け、つみたてNISA制度に関する会員銀行の要望を取りまとめ、金融庁に提出（2017年6月）したほか、「つみたてNISA推進・ハイレベル協議会」（2017年8月、2018年3月）において、会長行より地方銀行におけるつみたてNISAの推進状況等について説明を行った。金融庁やNISA推進・連絡協議会の動向について会員銀行に周知し、役員会に報告した（2017年5月、7月、9月、2018年3月）。また、金融庁が

らの依頼により四半期ごとに実施しているN I S Aの申込件数等調査について、2017年12月末分より、つみたてN I S Aも調査対象に追加した。

関係部会でつみたてN I S Aの推進・販売状況等について意見交換を行うとともに、つみたてN I S Aの推進状況（職域（企業・省庁・自治体等）におけるセミナー開催等）に関する全行アンケートを実施し、2018年4月にその結果を還元した。

(b) 確定拠出年金の普及・促進

2017年9月、確定拠出年金（D C）の普及・促進を図る観点から、規制改革要望として、「金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃」および「個人型D Cの加入者資格喪失年齢の引上げ」を内閣府に提出した。

当協会を含め多くの金融関係団体から内閣府に対し、D C関連の規制改革要望が提出されていることを踏まえ、2018年3月より、規制改革推進会議の下部会合である専門チーム会合において、当協会提出要望を含めD C関連の要望について検討が行われている。

このほか、関係部会で個人型確定拠出年金（i D e C o）の推進・販売状況等について、意見交換を行った。

(c) 少子高齢化の進展に対応した金融サービスの提供に関する調査・研究

人口減少・少子高齢化の進展など地方銀行経営を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、2018年度下期の基本問題調査会で「環境変化の下での地方銀行の顧客サービスのあり方」を取りあげ、2018年2月より地方銀行における今後の顧客サービスの方向性や留意点について議論を行っている（6月取りまとめ予定）。

(d) 金融経済教育

会員銀行における金融経済教育への取組状況を調査し、2017年9月の会長記者会見で「地域密着型金融」への取組みと合わせて公表するとともにホームページに掲載した。

また、会員銀行における金融経済教育の取組みに資するため、地銀協月報に専門家の解説を掲載した（2017年5月号「金融経済教育」、8月号「日本FP協会における金融経済教育の取り組み」）。

(3) IT技術の進展への対応

A. フィンテックなどIT技術等の進展への対応

(a) オープンAPI

政府は、2017年6月、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働を推進するための枠組みを整備する改正銀行法を公布した(施行は2018年6月1日)。また、本件に関連する政省令案を2017年6月および2018年3月、パブリックコメントに付した。

全銀協は、政府の動き等を踏まえ、2017年7月、残高照会・入出金明細に係るAPIの電文仕様標準(標準的な項目や定義等の目安)を取りまとめ、公表した。また、銀行界と電子決済等代行業者の間のAPI接続に係る契約上の論点等を検討するため、2017年11月、「オープンAPI推進研究会」(当協会から会長行、企画担当副会長行、事務担当副会長行が参加)を設置し、既に銀行とフィンテック企業との間で締結されている契約等を参考にしつつ、契約条項毎に条文例や留意事項の検討を進めている。

また、金融情報システムセンター(FISC)は、2017年6月、銀行によるAPI接続先の適格性の審査の参考に供するべく、「API接続チェックリスト(試行版)」を公表した。

こうした動きをフォローし、役員会に報告したほか、オープンAPIの先進事例等についてEB業務開発研究会(2017年5月)、IT・決済関連業務部会(同年11月)において、有識者からの講演を聴取した。また、改正銀行の政省令案のパブリックコメント等に対して、会員銀行からの意見を取りまとめ、政府や全銀協等に提出した。

(b) ブロックチェーン

全銀協は、2017年10月、銀行界を中心とした連携・協働型の実証実験環境「ブロックチェーン連携プラットフォーム」を構築し、2018年3月にかけて、でんさいネットにおけるブロックチェーン技術の利用可能性に係る実証実験や、メガバンク等による本人確認業務(KYC)の高度化プラットフォームの実証実験を実施した。また、全銀ネットは、ブロックチェーン技術の決済インフラとしての活用可能性の調査研究等を目的に、2017年5月に「ブロックチェーン技術の活用可能性に関する研究会」を設置し、

12月に今後の実証実験の検討の方向性等を盛り込んだ報告書を取りまとめた。

こうした動きをフォローし、役員会に報告したほか、E B 業務開発研究会(2017年5月)において、ブロックチェーン技術の展望や課題に関する有識者からの講演を聴いた。

(c) R P A (Robotic Process Automation)

ソフトウェアのロボットを使ってパソコン等の定型業務を自動化する技術であるR P Aについて、新たな業務効率化・コスト削減策として会員銀行の関心が高まっている。これを受けて、当協会は、「経理部会」(2017年5月、8月)、「事務研究会」(同年11月)、「経理問題研究会」(同年11月)、「企画専門委員会」(同年12月)、「システム問題研究会」(2018年2月)において、R P Aの取組事例や活用可能性に関する有識者からの講演を聴いた。

(d) フィンテック

「未来投資戦略2017」において、「FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める」とされたことを受け、金融庁・FinTech協会・新経済連盟は共催で「FinTech時代のオンライン取引研究会」を設置し、2017年6月より検討を開始した(2017年7月の役員会で報告)。当協会からは会長行が参加し、同研究会での検討に地銀界の意見を反映した。

「事務研究会」(2017年11月)において、銀行業務におけるA Iの活用可能性に関する有識者からの講演を聴いた。

このほか、他業態も含めた個別行の取組状況やフィンテック企業による新サービスの取扱開始等について情報収集し、フィンテック関連情報として会員銀行に情報提供した。

B . 決済サービスの高度化

(a) X M L 電文への移行

全銀ネットは、総合振込において振込に関する様々な情報(支払通知番号、請求書番号など)を受取企業に送信することを可能にする全銀E D Iシステムを2018年12月に稼働する予定としている。全銀協は、2017年9月、日本商工会議所中小企業委員会において本システムの利活用に関する

説明を行ったほか、10～11月に東京と大阪で企業向けの説明会を開催、2018年1月に周知・広報用チラシの作成・配布を行った。また、全銀ネットは、2018年2月に本システムに稼働当初から参加する銀行数を対外公表している。

こうした金融EDIの利活用に向けた検討状況をフォローし、2017年11月の役員会に報告したほか、2018年2月、会員銀行の全銀EDIシステムへの稼働当初からの参加状況について情報提供した。

(b) 全銀システムの稼働時間拡大への対応

2017年6月、全銀ネットは、全銀システムの稼働時間拡大の開始日(2018年10月9日)移行計画書、運用体制等を決定したが、この決定にあたり、関係部会において検討を行い、地銀界の意見を全銀ネットの検討に反映した(2017年6月の役員会に報告)。

全銀ネットは、2017年10月から一部加盟銀行の参加によるモアタイムシステム(稼働時間拡大用の別システム)の受入試験を開始、また2018年3月から全加盟銀行参加の総合運転試験を開始した。関係部会において総合運転試験の実施要領について検討を行い、地銀界の意見を全銀ネットの検討に反映した。

(c) 第7次全銀システムへの移行

2018年11月から2019年6月に実施予定の第7次全銀システムの受入試験について、全銀ネットからの協力依頼を受け、2017年12月に会員銀行に対し参加募集を行い、7行が受入試験に参加することとした。

(d) 手形・小切手の電子化

全銀協は、2017年6月の「決済高度化官民推進会議」において、「未来投資戦略2017」に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を推進するための方策の検討を行うため、金融界、産業界、学識者、弁護士、ITベンダー、当局等をメンバーとする「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」を設置することを表明し(2017年7月の役員会で報告)、12月に開催された初回会合において、今後の取組みの方向性等を説明した(2018年1月の役員会で報告)。

2018年1月、全銀協より当協会を含む金融団体等に対し、手形・小切手

の利用等に係る実態調査（手形・小切手の流通量、取引先企業の手形・小切手の利用状況等）の依頼があり、会員銀行の調査結果を取りまとめ、全銀協に報告した。全銀協は、3月の同検討会において、これらの調査結果を提示するとともに、中間報告の取りまとめに向けた検討を行っている。

(e) 電子納付等の推進

総務省は、金融界からの要望等を踏まえ、企業において複数の地公体への納税が一度の手続きで可能となる共通電子納税システム（共同収納）の導入に向けた検討を進めている。

2017年7月に開催した「地方公金の電子納付等の推進に関する全行打合せ」において、総務省より、地方税の電子申告・電子納付の現状と課題および同システムの検討状況等に関する講演を聴した。

その後、地方税電子化協議会が次期 eLTAX システムの更改に合わせて同システムの開発を行うことを決定したことから（2017年9月の役員会で報告）、2017年11月に「地方税共通納税システムの導入に関する説明会」を開催し、地方税電子化協議会等より同システムの概要や導入スケジュール等についての説明を聴した。

また、政府の「未来投資戦略 2017」において「政府横断での行政手続きコスト削減の徹底」が掲げられていること等を踏まえ、2018年3月、税・公金収納・支払の効率化を進めるための短期的な取組み、および中長期的（～10年程度）な対応等について意見交換等を行うため、関係省庁および金融界等をメンバー・オブザーバーとする「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」が設置された（当協会から会長行が委員として参加）。

(4) 金融取引の安全性向上

金融犯罪対策の強化

(a) インターネットバンキング不正送金対策

警察庁公表のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況に関係部会に報告するとともに、最近の不正送金手口等について情報交換を行った。また、2017年9月、会員銀行の顧客向け注意喚起ツールとして、「インターネットバンキングのセキュリティ対策に関する小冊子」の共同

調製を実施した。

(b) 振り込め詐欺など特殊詐欺、偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻しへの対応

全銀協は、2017年10月、「凍結口座名義人情報の運用に係る事務取扱要領」および「インターネットバンキングに係る不正送金先等に利用された口座名義人情報の運用に係る取扱要領」の運営にあたっての留意事項（口座凍結等の措置を行うか否かは各行の判断に委ねる等）を会員銀行に連絡した。関係部会において留意事項の内容について検討を行い、地銀界の意見を全銀協の検討に反映した。

(c) 金融取引のサイバーセキュリティ強化

2017年4月、「サイバーセキュリティに関する全行説明会」を開催し、金融庁より、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(2016年10月)およびサイバーセキュリティに係る実態把握(2016年11月～2017年1月)の結果の情報還元を受けた。また、金融庁からの依頼を受け、2017年度のサイバーセキュリティ演習への地銀参加行(10行)の取りまとめを行った。

2018年2月、システム問題研究会において、日本サイバー犯罪対策センター(JC3)よりサイバー犯罪の傾向と対策について、千葉銀行よりサイバーセキュリティの取組事例について講演を聴した。

2. 経営の強化

(1) コーポレートガバナンス

A. コーポレートガバナンス・コードの改訂、投資家と企業の対話ガイドラインの策定

金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、コーポレートガバナンス改革の進捗状況を踏まえた対応について、2015年9月より検討を行っている。その検討結果として、2018年3月、コーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業の対話において重点的に議論されることが期待される事項を取りまとめた投資家と企業の対話ガイドラインの策定を提言する報告書が公表された。また、この提言を受け、東京証券取引

所より同コードの改訂案が、金融庁よりガイドライン案がそれぞれ 2018 年 3 月に公表され、パブリックコメントに付された。

こうした動きについて関係部会で都度情報提供を行ったほか、会員銀行にコーポレートガバナンス・コードの改訂案等に関するパブリックコメントに対する意見照会を行い、2018 年 4 月に地銀界の意見を提出した。

B．適切な企業情報の開示等

(a) 企業情報の開示・提供のあり方等

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」は、2017 年 12 月より、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示および提供のあり方について検討を行っている。

また、金融庁・法務省より、2017 年 12 月に「一体開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」が、2018 年 3 月に「『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組について」が公表されるなど、有価証券報告書と事業報告等の記載の共通化に向けた制度整備等が進められている。

このほか、金融庁は、2017 年 8 月、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつその旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とする銀行法施行規則の改正案をパブリックコメントに付し、同年 11 月に公布した（2018 年 3 月期から適用）。全銀協は、これを受けて、2018 年 3 月、省略可能な具体的項目や添付書類を整理した資料を作成し、会員銀行に提供した。

こうした動きについて役員会で報告したほか、会員銀行に情報提供した。

(b) I R の充実

2017 年 10 月、会員銀行の I R 担当者を対象に「I R 担当者情報連絡会」を開催し、E S G 情報の効果的な情報発信や、個人投資家が望む I R 活動について有識者からの講演を聴取するとともに、銀行アナリストとの意見交換を実施した。また、同連絡会の開催に際し、会員銀行における I R 活動の実施状況や課題等に関するアンケートを実施し、それに基づき参加者間で情報交換を行った。

(c) 当局への報告・提出資料等の削減・簡素化要望

会員銀行から金融庁に提出している各種モニタリング帳票や決算関係報告等に、重複感があるとの指摘を受け、2017年9月、重複状況を整理し、金融庁に見直しを要望した。

その結果、金融庁からは、対応可能なものから実施していく旨の回答があり、まずは、半年ごとに提出が求められている「決算関係資料」について、2017年9月期分の報告から、様式の一部廃止・項目統合等の改善が行われた。

(2) 法令等遵守態勢の強化

A．反社会的勢力への対応（警察との連携強化）

全銀協は、2013年11月に「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を公表した際、「銀行界と警察庁データベースとの接続についても、警察庁・金融庁・銀行界の実務者間で、継続的に検討」することとしていた。その後、全銀協・預金保険機構・警察庁・金融庁において、銀行が預金保険機構を經由して警察庁の暴力団情報データベースへ照会するスキームの構築に向けた検討が進められ、2018年1月より同データベースへの照会が開始された。

協会運営会議行において全銀協の検討状況をフォローし、地銀界の意見を全銀協の検討部会に反映させた。

B．マネー・ローンダリング対策

2017年8月、「犯罪収益移転防止法改正を踏まえたマネロン等への対応に関する全行説明会」を開催し、金融庁より同年2月に実施したマネロン等対応に関するアンケート結果のフィードバックを受けるとともに、千葉銀行、横浜銀行よりリスクベース・アプローチに関する取組事例について講演を聴した。また、分科会において、リスク評価に工夫が見られる銀行の取組事例を共有した（2017年9月の役員会に報告）。

2017年10月、会員銀行におけるマネロン等管理態勢の整備に向けた対応を支援すべく「マネロン等対応ワーキング・グループ」（マネロン等対応WG）を設置した（2017年10月の役員会に報告）。また、同月、マネロン等管理態

勢の整備への取組状況や課題に関する全行アンケートを実施し、11月にその結果を会員銀行に情報提供した。

2017年12月、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」の公表を受け、ガイドライン(案)の概要、パブリックコメントへの対応等について、同月および2018年1月の役員会に報告した。また、マネロン等対応WGにおいて、監査法人よりFATF第4次相互審査対応、金融庁よりガイドライン(案)に関する講演を聴し、講演概要を会員銀行に情報提供した。

2018年2月、マネロン等対応WGにおいて、監査法人を交えてマネロン等リスク取引に関するケーススタディを行い、3月にその模様を会員銀行に情報提供した。「法務担当者打合せ」において、弁護士より、FATF第4次対日相互審査を踏まえたマネロン等対応について講演を聴した。

2018年3月、「マネロン等対応に関する全行説明会」を開催し、金融庁よりガイドラインの概要、福岡銀行よりマネロン対策高度化への取組み、財務省より最近の外国為替検査不備事項指摘事例について講演を聴した。

C. 不祥事の発生防止策の共有

不祥事の発生防止が会員銀行にとって重要な経営課題となっていることから、会員銀行におけるリスク管理やガバナンスの強化、不祥事の未然防止等の取組強化を支援するため、2017年6月、各行が実施している不祥事の発生防止策(再発防止策)を収集し、8月に会員銀行に還元した。

(3) リスク管理

A. 資金運用力とリスク管理の強化

関係部会において、「有価証券運用における現状の課題と今後の方向性」を検討テーマとして取り上げ、「ファンド(投資信託)のリスク管理」および「銀行勘定の金利リスク(IRRB)への対応」について検討した。また、リスクテイクに関する経営陣との認識共有、ポートフォリオの質の向上等の観点から、「リスクアペタイト・フレームワークの意義や導入に向けた課題」について検討を行い、その模様を会員銀行に情報提供した。

加えて、2017年12月開催の「証券問題研究会」において、金融庁より地

方銀行における有価証券運用とリスク管理の課題について、またメガバンク等より有価証券投資分野におけるリスクアペタイト・フレームワークへの取組みについて講演を聴した。

このほか、地銀協月報に専門家の解説を連載した(2017年12月号から2018年3月号「マイナス金利下における有価証券投資の高度化とリスク管理」)。

B．信用リスクなど各種リスク管理の高度化

(a) 信用リスク管理の高度化

当協会は、会員銀行における信用リスク管理高度化に資するため、2004年より「信用リスク情報統合サービス(CRITS)」を提供している。その後、14年にわたるデータ蓄積を経て、現在、四半期ごとに約100万先の債務者データが蓄積される「ビッグデータ」へと成長している。

これらのCRITSデータについては、会員各行に設置された専用端末から出力が可能であるほか、その主要データを「CRITSデータブック」として四半期ごとに各行の担当部長あて提供してきたが、これに加え、2017年9月より、経営層向けに「CRITS主要データの傾向」を半期ごとに例会に配付することとした(2017年9月および2018年2月の例会に配付)。会員銀行が自行の与信ポートフォリオとの比較を行うなど経営判断に資する分析等を行う際の参考となるよう、CRITSに蓄積された主要データから読み取れる特徴的な動向(地方銀行の全体傾向)をグラフ形式で掲載。

また、2017年6月、関係部会において、収益管理の高度化に向けたアプローチについて整理した報告書「『統合的リスク管理』から『リスクアペタイトフレームワーク』へ」を取りまとめたほか、CRITSレポートとして、「CRITSデータを用いた累積デフォルト率の傾向分析」(2017年4月)、「地方銀行の中小企業向け貸出における担保・保証の活用状況と信用リスクの関係」(同年5月)、「地方銀行取引先のライフステージ別取引状況」(同年6月)および「地方銀行におけるメイン取引先の取引状況」(同年6月)を作成し、会員銀行に提供した。

このほか、関係部会において、「低金利と貸出期間長期化への対応」、「デフォルト発生パターンの分析(みずほ第一フィナンシャルテクノロジーとの共同研究)」等の調査・研究活動を行った(2018年6月に取りまとめ、

会員銀行に提供する予定)。

(b) オペレーショナルリスク管理の高度化

会員銀行のオペレーショナルリスク管理の高度化に資することを目的に、2017年11月、「オペレーショナルリスク管理に関する研究会」を開催し、バーゼル銀行監督委員会におけるリスク計測手法の見直しの内容、サイバーセキュリティリスクに対応する際のポイント、フィンテックに取り組むうえでのリスク管理のあり方等について講演を聴した。

また、同研究会において、会員銀行の取組状況に関するアンケートを実施し、それに基づき参加者間で情報交換を行った。

(c) システムリスク管理の高度化

金融情報システムセンター(FISC)は、2017年6月に取りまとめた金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会報告書(当協会から事務担当副会長行が検討に参加)の提言を踏まえ、同月より「安全対策専門委員会」において、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(「安全対策基準」)の改訂に関する検討を開始するとともに、「IT人材検討部会」を設置し、「金融機関等におけるIT人材の確保・育成計画の策定のための手引書」(「手引書」)の発刊に向けた検討を開始した。同年10月に手引書の原案、同年11月に安全対策基準の改訂原案が示されたため、会員銀行の意見を取りまとめFISCに提出した。

また、昨年度に引き続き、各行におけるシステム障害の未然防止や発生時の迅速な復旧対応、再発防止等の取組み強化を支援するため、各行のシステム障害事例と発生防止策を収集し、2017年8月に会員銀行に還元した。

C. BCPの充実

2018年2月、会員各行におけるBCPの高度化の検討に資することを目的として「BCP勉強会」を開催し、北越銀行、伊予銀行より、2016年12月の糸魚川市大規模火災、同年11月の博多駅前道路崩落事故をテーマとして、それぞれBCPを踏まえた対応や課題等に関する講演を聴した。

また、同勉強会において、自然災害、新型インフルエンザ、サイバー攻撃等に関する会員銀行のBCPの整備状況等についてアンケートを実施し、参加者間で情報交換を行った。

D．サイバーセキュリティの向上

2017年11月に開催した「オペレーショナルリスク管理に関する研究会」において、会員銀行におけるサイバーセキュリティリスクへの対応に関する講演を聴いたほか、2018年2月の「BCP勉強会」の開催に際し、サイバー攻撃発生時のコンティンジェンシープランや対外広報体制等の取組状況のアンケートを実施し、その結果を還元した。

また、2017年6月、関係専門委員会において、最近のサイバー攻撃の傾向や攻撃者の侵入後の対策強化の必要性等に関する有識者からの講演を聴いた。

(4) 広報・CSR

2016年度の広報CSR部会での検討を踏まえ、「新・企業広報マニュアル 緊急時の広報対応」(2009年度初版、2014年度改訂版作成)の内容の充実・見直しを行い、2017年4月に改訂版を例会で配付した。

また、2017年8月に開催した「企業広報研究会」において、不祥事発生時における広報対応や記者会見への対応、社内広報の充実等について有識者からの講演を聴いた。

関係部会において、CSR活動やESG投資の取組みに関する有識者からの講演を聴取するとともに、会員銀行における金融経済教育等のCSR活動や、ESG情報の効果的な情報発信等について意見交換を行った。

このほか、会員銀行における金融経済教育や環境問題への取組みなど地銀界全体のCSR活動の取組状況を調査し、2017年9月の会長記者会見で「地域密着型金融の取組み」として公表するとともにホームページに掲載した。

(5) 女性の活躍推進をはじめとした人材の活性化

2016年以降の政府の「働き方改革」による生産性向上の促進を契機として、わが国企業において、少子高齢化や価値観の多様化などに対応し、働き方を見直す動きが急速に広がる中、地方銀行も各行がそれぞれの実情に合わせて工夫した働き方改革を進めている。

これを受け、基本問題調査会において、2017年上期テーマとして「地方銀行における働き方改革」を取りあげ、地方銀行が働き方改革や女性活躍の取組み

を進めるにあたっての課題や留意点等について検討し、2018年1月にその内容を取りまとめ、例会に報告した。

報告書の取りまとめにあたり、会員銀行における「働き方改革の取組み状況に関するアンケート」を実施し、その結果を2018年1月に会員銀行に還元した。

また、2017年10月に開催した「人事問題研究会」においても、有識者から働き方改革の取組みのポイント等について講演を聴した。

このほか、会員銀行における人材の活性化に資するため、地銀協月報に専門家の解説を掲載した（2017年8月号「働きやすい会社を目指して」、2018年1月号「女性活躍推進」）。

3．金融を巡る諸制度・法律改正等

(1) 銀行に係る法制度改正

A．金融審議会、金融関連法制に関する議論

(a) 金融審議会の動向

以下の会合の検討状況について、役員会に報告した。

金融制度スタディ・グループ

2017年11月の金融審議会総会において、金融担当大臣より、情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方について諮問が行われ、同月、「金融制度スタディ・グループ」が設置された。本スタディ・グループは、機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他のわが国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行っている。

ディスクロージャーワーキング・グループ

2017年11月の金融審議会総会において、金融担当大臣より、企業情報の開示・提供のあり方について諮問が行われ、同年12月、「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。本ワーキング・グループは、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示および提供のあり方について検討を行っている。

(b) 金融関連法制の動向

改正銀行法への対応

2017年6月、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」の報告書（2016年12月公表）を受けた「銀行法等の一部を改正する法律」が公布されるとともに、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針に盛り込む事項等を定める内閣府令が公布された。

こうした動向や法律の概要等について、2017年7月の役員会に報告したほか、パブリックコメントの結果と併せて会員銀行に情報提供した。また、同年6月～8月、全国銀行協会および第二地方銀行協会と共催で、「金融×IT時代のオープン・イノベーションに関する地域会合」を全国5か所（東京、大阪、仙台、福岡、名古屋）で開催し、金融庁から改正銀行法の概要、地域金融機関からオープンAPIに関する取組事例等について講演を聴した。

さらに、2018年3月、電子決済等代行業者に該当しない行為、銀行と電子決済等代行業者との契約に定めるべき事項、銀行代理業制度の参入要件および変更届出義務の緩和等を内容とする内閣府令案等が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員銀行に対し意見照会を行い、4月に地銀界の意見を金融庁に提出した。

改正金商法への対応

2017年5月、フェア・ディスクロージャー・ルール（公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するためのルール）の導入を定めた「金融商品取引法の一部を改正する法律」が公布された。また、同年10月、その政令・内閣府令案等とガイドライン案がパブリックコメントに付され、政令・内閣府令は同年12月に公布、ガイドラインは2018年2月に公表された。

こうした動きについて、役員会や関係部会に報告したほか、会員銀行に情報提供を行った。

休眠預金法への対応

2016年12月に公布された休眠預金法に基づき、2017年5月、「休眠預金等活用審議会」が設置された（当協会から会長行が委員として参加）。

本審議会は、休眠預金の活用のあり方に関する検討を行い、2018年2月、休眠預金の活用に関する基本的な事項等を定める「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(案)」を公表した。

本審議会の検討状況について、役員会に報告したほか、本基本方針(案)の公表について会員銀行に情報提供した。

このほか、2017年5月、「休眠預金に関する説明会」を開催し、金融庁より休眠預金等活用法に基づく休眠預金等の取扱い、預金保険機構より「休眠預金に係る移管及び管理要領」について説明を受けた。

(c) T I B O R改革、国債決済期間の短縮化等

2017年7月、全銀協T I B O R運営機関は、T I B O R +への移行、レート公表時間の後ろ倒し等を内容とするT I B O R改革を実施した。

公表レートに誤算出があった場合の取扱いなど、実務上の変更点について会員銀行へ情報提供した。また、関係部会において、日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合、T I B O Rからリスクフリーレートへの移行等に関する同運営機関の検討状況等について説明し、意見交換を行った。

国債決済期間の短縮化(T + 1化)については、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構が2017年10月より総合運転試験を実施し、全ての試験が問題なく終了したため、日証協は予定どおり、2018年5月1日約定分からT + 1化することを決定した。関係部会において、総合運転試験の実施状況等について説明し、意見交換を行った。

B . 金融検査・監督

金融庁は、金融モニタリング有識者会議報告書「検査・監督改革の方向と課題」(2017年3月公表)を踏まえ、2017年12月、新しい検査・監督を実現するための「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(案)を公表し、パブリックコメントに付した。会員銀行に対し意見照会を行い、寄せられた意見を踏まえ、関係専門委員会および部会で検討し、金融庁に地銀界の意見を提出した。

金融庁は、上記「検査・監督基本方針案」において、資産分類と償却・引当については、今後、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進め、2018年夏を目途に、結果を分野別の「考え方と進め方」に取りまとめたうえで、幅広い関係

者との対話をさらに行うこととしている。本検討に向け、関係専門委員会および部会において、資産分類・償却・引当実務における課題や意見・要望等を検討した。

C．民法の改正等

(a) 民法（債権法）の改正

2017年6月、「民法の一部を改正する法律」が公布（2020年4月施行）されたことを受け、関係部会において、保証人保護の方策の拡充や債権譲渡、定型約款など、法改正が銀行実務に与える影響や論点等について検討を行うとともに、2018年2月に開催した「法務担当者打合せ」において弁護士からの講演を聴した。

(b) 民法（相続関係）の改正

2017年8月、法制審議会「民法（相続関係）部会」は、遺産分割に関する仮払い制度等の創設・要件明確化等を対象とした「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」を公表し、パブリックコメントに付した。関係部会等において検討を行うとともに、会員銀行に対し意見照会を行い、寄せられた意見を全銀協経由で提出した。

(c) 民事執行法の改正

2017年9月、法制審議会「民事執行法部会」は、債務者財産の開示制度の実効性の向上や不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策等に関するこれまでの議論を取りまとめた「民事執行法の改正に関する中間試案」を公表し、パブリックコメントに付した。関係部会等において検討を行うとともに、会員銀行に対し意見照会を行い、寄せられた意見を全銀協経由で提出した。

(d) 消費者契約法の改正

2018年3月、内閣府の「消費者契約法専門調査会」の報告書（2017年8月）の内容を踏まえた「消費者契約法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。関係部会において、法改正に伴う銀行実務への影響について検討を行った。

(e) マイナンバー法への対応

2017年11月、全銀協より、金融機関のシステムにおいて、預貯金口座付番に係る個人番号・法人番号管理等が一時的にできない場合に、業界団体を經由して関係省庁に報告する際の報告様式案等が提示されたことから、関係部会にお

いて検討を行い、地銀界の意見を全銀協の検討に反映した。

D．金融に関する税制の改正

2017年12月に与党の「平成30年度税制改正大綱」が決定され、それを踏まえた政府の「平成30年度税制改正の大綱」が同年12月22日に閣議決定された。

全銀協の税制改正要望の取りまとめにあたり、会員銀行に税制改正要望を募り、確定拠出年金税制の拡充、住宅取得の促進に資する税制措置の拡充、印紙税の軽減・簡素化等の地銀界の要望を反映した。

E．預金保険制度

2017年秋以降、預金の増加等を踏まえ、預金保険機構と2018年度の預金保険料率の引下げに向けた意見交換を実施した。

2018年3月26日の預金保険機構の運営委員会において、2018年度の預金保険料率について0.034%に引き下げる(現行の実効料率から0.003%引下げ。2017年度に続き、初の2年度連続の引下げ)ことが議決された。これを受けて、同日、「預金保険料率の引下げを有効に活用し、顧客サービスの向上や、事業展開の段階を迎えた地方創生への取組みの一層の強化につなげていく」旨の会長コメントを公表した。

F．規制改革要望

(a) 2017年度規制改革要望

2017年9月、会員銀行を対象としたアンケートを踏まえ、地方創生、地域の課題への対応、顧客サービスのさらなる充実、銀行実務の効率化の観点から、全15項目(うち新規8項目、一部新規3項目)からなる地銀界の規制改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出した。

(b) 過去要望のフォロー

2016年度に要望した、「銀行の事業所内保育所において、グループ社員の子以外の受け入れを一部可能とすること」に関し、「規制改革実施計画」(2017年6月9日閣議決定)において、役職員の子の受け入れ後に余剰能力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役職員以外の子の受け入れを行うことについて、現行制度下でも対応可能であることが明確化されたことから、会員銀行に情報提供した。

また、銀行界からのより柔軟に事業用不動産を活用したいとの規制改革

要望を踏まえ、2017年6月に金融庁は、銀行の事業用不動産の賃貸に関する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）をパブリックコメントに付した。これに対し、同年7月、より柔軟な賃貸が可能となるよう、さらなる見直しを求める旨のコメント等を金融庁に提出した。

(c) その他

規制改革に関する地銀の現場のニーズを金融庁に伝えるため、2017年12月、企画部会において同庁と委員間の意見交換を行った。本意見交換における意見を踏まえ、2018年1月、金融庁は、銀行およびその子会社等において、取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）をパブリックコメントに付した。これに対し、改正に賛同する旨のコメント、および人材紹介業務の定義、子会社が営む場合の収入依存度規制の考え方等の質問を金融庁に提出した。

さらに、所有不動産の賃貸について、建替え以外の理由（店舗の統廃合等）により生じた余剰スペースについても、地域活性化に資する観点から柔軟に賃貸したいとの意見が会員銀行から多数寄せられたことを受け、2018年2月に、所有不動産の賃貸についてより幅広く柔軟化を求める要望を改めて内閣府に提出した。

(2) 国際的な金融規制の動向と国内規制への影響

A. バーゼル規制の動向と国内規制の影響

バーゼル銀行監督委員会が2016年に公表した最終文書「銀行勘定の金利リスク」を受けて、2017年12月、金融庁は自己資本比率に係る告示等を改正した（国際統一基準行は2018年3月末から、国内基準行は2019年3月から実施）。また、同月、同監督委員会は、自己資本比率算出上の信用リスク計測における標準的手法および内部格付手法の見直し、オペレーショナルリスクに係る計測手法の見直し等を内容とするバーゼル の最終合意文書を公表した。

こうした動きについて、会員銀行に情報提供するとともに、役員会に報告

した。

B．グローバル外為行動規範への対応

2013年に発覚した海外の外為市場での不正行為を受け、2017年5月、国際決済銀行（B I S）の作業部会は、全ての外為ホールセール市場参加者を対象とした単一の国際ルール「グローバル外為行動規範」を策定・公表した。わが国においては、東京外国為替市場委員会（東京外為市場委）が中心となって本規範の普及・促進に向けた検討を進めている。

関係部会において、適宜東京外為市場委の検討状況やメガバンク等の取組みを説明するとともに、2018年3月の役員会において同規範の概要や会員銀行に求められる対応等を報告した。また、会員銀行の取組みを支援するため全行説明会を同年4月に実施した。

(3) 会計制度・会計基準

A．会計基準見直しの動きへの対応

日本の会計基準を国際的に整合性のあるものとする観点から、企業会計基準委員会が行っている金融商品会計基準等（公正価値測定、減損等）の検討について、その影響等を関係部会において検討を行った。

このほか、マイナス金利下における退職給付債務の計算における割引率の当面の取扱い（ゼロを下限とするかマイナスの利回りを利用するか）等に関する企業会計基準委員会の動きについて、会員銀行に情報提供した。

B．監査報告書の透明化

2017年10月より、企業会計審議会監査部会における、監査報告書の透明化（K A M：監査上の主要な事項の記載など）の検討動向について、会員銀行に情報提供した。

4．郵政民営化

(1) ゆうちょ銀行の新規業務認可申請への対応

ゆうちょ銀行は、2017年3月、口座貸越による貸付業務、C D S取引など資金運用関連業務、銀行業付随業務、について認可申請を実施するとともに（2017年6月に金融庁・総務省はこれらの業務を認可）、2012年9月に行っ

た認可申請（個人ローン、法人ローン等）を取り下げた。

これに対して、2017年4月、銀行界がかねてより主張してきた点も踏まえた検討が行われることを期待する旨、全銀協が銀行界を代表して、郵政民営化委員会に対して意見提出したほか、会長コメントを公表した。

(2) ゆうちょ銀行の限度額規制を巡る動き

郵政民営化委員会は、3年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、郵政民営化推進本部長（内閣総理大臣）に「意見」を述べることでされており、2017年8月より、2018年春頃の意見取りまとめに向けた検討を開始した。

2017年9月に行われた同委員会による、これまでの郵政民営化に対する評価、今後の郵政民営化への期待等についての意見募集に対し、「ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋の提示、その確実な実行の担保がないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を拡げたりすることがないように、郵政民営化委員会において、公平かつ適正に審議・検討が行われることを希望する」旨の意見を同年10月に提出するとともに、同月、同委員会において会長行より意見陳述を行った。

さらに、同委員会における「意見」の取りまとめに向けた検討の中で、限度額規制のさらなる緩和が盛り込まれる可能性が出てきたことを受けて、3月の郵政民営化委員会において、改めて「ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋が未だに明らかにされず、民間との公正な競争条件が確保されていない状況下において、限度額規制の緩和についての議論が進められることは、極めて遺憾」である旨を会長行より意見陳述するとともに、同月、「郵政民営化を考える民間金融機関の会」として民間金融8団体連名の共同声明を公表した。

5. 政策金融

政府系金融機関の民業補完徹底の働きかけ等

2017年8月に会員銀行に対して実施した「政府系金融機関の活動実態および政府系金融機関との連絡窓口の利用状況に関するアンケート」等の結果を踏まえ、関係省庁（財務省、中小企業庁、厚生労働省、金融庁）および政府系金融

機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、福祉医療機構、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫）に対し、事実確認の要請と民業補完の徹底に関する申入れを行った。

2017年11月、商工中金における危機対応業務の不正事案の発生を受け、経済産業大臣の指示に基づき、「商工中金の在り方検討会」が設置され、その第2回会合において、会長行より、上記アンケート結果等を踏まえ、民間で対応可能なものは民間に任せ、高リスク案件において民間と協調・連携して対応すべきである、民間金融機関の声をガバナンスに取り入れるべきである、危機対応業務は、真の経済危機や大規模災害を対象とし、期間や地域を限定して慎重に運用すべきである、本検討会や金融庁における公的金融に関する議論に期待するとともに、これらの議論に積極的に協力していく旨を主張した。

2018年1月、「政策金融に関する関係省庁と民間金融機関との意見交換会」が開催され、会長行より、具体的な問題事例を交えつつ、民業補完のあり方（民間で対応可能なものは民間に任せ、高リスク案件において民間と協調・連携して対応。民間金融機関が最初に案件に関与・検討できる仕組みを検討）、制度融資の対象要件のあり方（民間が対応困難な分野に対象要件を限定するよう、制度融資の見直しを検討すべきである。その際、公的金融全体の棲み分け・整理が必要）、制度融資における金利設定のあり方（市場実勢に応じた金利を設定）等について問題提起を行った。

2018年2月から3月の4回にわたり、全国銀行協会、第二地方銀行協会とともに、制度融資の見直し等に関する民間金融機関の具体的な考え方を整理するため、日本公庫との間で制度融資に関する勉強会を開催し、その結果を踏まえ、民間金融機関5団体（上記3団体および全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）は、真の危機時以外は原則民間融資で対応、民間金融機関の意見も踏まえ平時における政策金融機関の融資制度（含む金利）等の見直し、政策金融機関と民間金融機関との間で定期的意見交換の実施、その内容が各政策金融機関のガバナンスに適切に反映される枠組みの構築等を盛り込んだ意見書「政策金融のあり方について」を公表した。また、上記5団体で要望書「日本政策金融公庫の制度融資等の見直しに関する要望」を取りまとめ、関係省庁（財務省、中小企業庁、農林水産省）に対して、各制度融資の適用要件や金利条件

の厳格化を図ること、日本公庫に対して、民業補完のための判断基準を策定し、それに沿った業務運営がなされることをそれぞれ申し入れた。

このほか、2017年6月、9月、2018年2月の3回にわたり、厚生労働省および財務省も参加したうえで、福祉医療機構との意見交換会を開催し、同機構に対して、協調融資の実績の開示等を要請するとともに、厚生労働省に対して、同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し等の規制緩和に向けた積極的な取組みを促した。2017年5月および10月に日本政策投資銀行との意見交換会を開催し、会長行・業務担当副会長行より、関係部会での検討内容を踏まえ、積極的な連携・協調の推進を要請した。

2017年5月、10月、12月、2018年1月、3月の役員会にこれらの状況を報告した。

6．震災からの復興

当協会の災害義援金制度については、2017年7月に九州北部豪雨、同年9月に台風18号による大分県の土砂災害、同年10月に台風21号による三重県の土砂災害が発生したことを受け、会員銀行に対し、被災地行に開設された義援金口座の取扱開始等の連絡を行った。また、東日本大震災、熊本地震、2015年9月関東・東北豪雨に係る義援金口座の取扱期間延長等について、会員銀行に連絡を行った。

7．調査・広報活動

(1) 協会の対外広報（ホームページ、月報）

A．ホームページ

ホームページで協会活動に関する情報および会員銀行の経営情報等を提供し、地方銀行に対する社会一般の理解向上に努めた（トップページへの月間アクセス件数は約1万件）。

B．月報

機関誌「地銀協月報」を毎月発刊し、会員銀行行員の関心が高いタイムリーな話題や地域活性化の動向、金融機関経営への影響が考えられる制度・法制など、地方銀行を取り巻く諸問題を取りあげたほか、各種の協会活動に関する情報の発信に努めた（同機関誌の発行部数は約3,500部）。

(毎月の特集テーマ)

- 4月号「今後の成長産業～航空機・宇宙産業、再生医療」
- 5月号「金融経済教育」
- 6月号「今後の成長産業～IoT、人工知能」
- 7月号「スポーツと地方創生」
- 8月号「働きやすい会社を目指して」
- 9月号「統合型リゾート（IR）と地方創生」
- 10月号「今後の成長産業～スマート農業、VR（ヴァーチャルリアリティ）」
- 12月号「2018年の経済展望」
- 1月号「女性活躍促進」
- 2月号「ESG投資」
- 3月号「財政再建について考える」

(2) 地方経済天気図

毎月の全国各地域の経済動向について、会員銀行からのアンケート報告を基に「地方経済天気図」として取りまとめ公表した。「地方経済天気図」は、地域経済の最新の動向を知るため、当協会のホームページ等を通じて、官公庁、経済調査機関、民間企業等で利用されている。

(3) 金融構造研究会・地方金融史研究会への支援

金融学者の集まりである「金融構造研究会」（昭和32年発足）および金融史を主たる研究分野とする学者の集まりである「地方金融史研究会」（昭和37年発足）の活動を引き続き支援した。両研究会では、機関誌「金融構造研究」、「地方金融史研究」を取りまとめ、会員銀行・関係研究機関の参考に供した。

また、「地方金融史研究会」では、地方銀行経営に携わった元経営者の方々にインタビューし、「続地方銀行史談」として取りまとめている。2017年度は、筑波銀行元頭取 草間 卓氏および百五銀行相談役 前田 肇氏へのインタビューを取りまとめた（役職名、所属機関名はインタビュー実施日現在のもの。2018年6月に「続地方銀行史談 第23集」として刊行）。

(4) 決算概要

年 2 回(中間期および通期)、会員銀行の決算の状況を「地方銀行決算の概要」として、また、毎月、会員銀行の主要勘定の動向を「地方銀行主要勘定」として取りまとめ、会員銀行に還元するとともに公表した。

(5) 会長記者会見

日銀金融記者クラブにおいて会長の定例記者会見を行い、例会の様態等について報告するとともに、記者との質疑応答を実施した(2017年5月、6月、9月、11月、2018年1月、3月の合計6回)。

2017年6月の定例記者会見においては会長の所信表明を行った。

8. 共同事業・受託業務の円滑な運営

(1) 地銀協団体保険制度

「地銀協住宅ローン団体信用生命保険制度」については、商品性向上策として、がん保障特約付団体信用生命保険制度(がん団信)の導入(2017年4月)、住宅ローン団信制度への夫婦連生団信の導入(同年4月)、住宅ローン団信制度の優良割引率の引下げ(同年4月)、3大疾病保障特約付団体信用生命保険制度・ライフサポート団体信用生命保険制度の保険料率の引下げ(同年4月)、がん団信に疾病保障等の損保商品の選択付加を可能とした団体就業不能信用補償保険・がん保障特約付団体信用生命保険制度(ダブルサポート団信)の導入(同年10月)を実施した。また、2017年10月から加入者の自宅PC等からインターネット経由で加入審査を行うWEB加入査定手続きを導入した。2017年度より導入した銀行別料率制度については、2017年4月より、全行一律料率部分の適用を廃止し、全面実施に移行した。会員各行の役職員等を対象としたグループ保険制度については、医療保険制度の特約として、2017年8月より「医療費支援制度」を導入した。

また、「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」については、2017年9月に、幹事損保会社より提示された保険料の見直し案を関係専門委員会において了承し、規約および事務取扱要領を改定、2017保険年度(2017年

12月から1年間)から適用した。

(2) 信用リスク情報統合サービス (CRITS)

会員銀行から、CRITS専用端末以外の行内端末上でもCRITS Discover(データベース出力情報分析ツール)と同様のデータ分析を行えるようにしてほしいとの要望があったことを踏まえ、データベースサービスの改善策として、2017年7月、CRITS端末からCRITS Discover画面表示用データを一括出力できるようにするシステム対応等を実施した。また、2015年5月のシステム更改以降、会員銀行からCRITSデータベースの利活用に関する要望・問合せが多く寄せられていること等を踏まえ、2017年11月、前年に引き続き「CRITSデータベース活用勉強会」を開催し、データベース出力情報の加工・分析手法の解説やデータベースサービスのさらなる改善等に関する意見交換を実施した。

2017年4月、前年に引き続き、日本政策金融公庫の地域金融機関CLO組成用にCRITSスコアリングモデルの有償提供を実施した。

そのほか、CRITSの運用管理に関する定例事項として、全行データベース蓄積データの精度検証(四半期毎)、「CRITSデータブック」の発刊、「CRITS端末操作研修会」の開催、CRITSスコアリングモデルのパフォーマンス検証、CRITS所管部署および共同センターに対する情報セキュリティ監査等を実施した。

(3) ACS、MICS、統合ATM利用者組織

LONGS(長信銀・商中キャッシュサービス)との口座確認業務の提携実施(2018年11月予定)口座確認業務等に係る提携先信用組合の拡大について、関係専門委員会で審議し、了承した。また、関係専門委員会において、全銀システムの稼働時間拡大に伴うMICS事務取扱規則の改定案の検討を行った。

(4) 投信販売地銀共同センター

投信販売地銀共同センター(野村総合研究所が提供する投信口座管理システム)を利用する会員銀行(50行)で構成する「投信販売地銀共同センター運営

協議会」の幹事会において、BESTWAY/JJの稼働状況や障害発生状況等について野村総研と意見交換を行った。また、2017年11～12月に実施したBESTWAY/JJシステム監査(3年ごとに実施)に関連し、監査委託先の選定、監査重点事項、システム監査における発見事項への対応等について検討を行った。

(5) でんさい地銀共同システム

2018年1月、でんさい地銀共同システム(DENTRANS)において、でんさいネットのシステム更改と併せて、利用企業の利便性向上に資するDENTRANS独自の機能(5次機能開発)の提供を開始した。

また、NTTデータ等との間で、DENTRANSに関する各種契約の期限を5年間延長する契約を再締結した。

会 合

1 . 総 会

第68回 定時会員総会

開 催 日 2017年6月14日

場 所 地方銀行会館

出 席 数 64行(総数64行)

決 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

第1号議案 平成28年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
の件

第2号議案 役員を選任の件

報 告 事 項 下記の事項を報告。

1 . 平成28年度事業報告

2 . 公益目的支出計画実施報告

第168回 臨時会員総会

開 催 日 2017年4月12日

場 所 地方銀行会館

出 席 数 64行(総数64行)

決 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

第1号議案 理事2名の補欠選任の件

当協会理事 阿波銀行 岡田好史氏および琉球銀行 金城棟啓氏の辞
任の届出に伴い、後任の理事として阿波銀行 頭取 長岡 奨氏およ
び琉球銀行 頭取 川上 康氏を選任。

第2号議案 加入金算出基準修正の承認の件

第169回 臨時会員総会

開 催 日 2017年7月12日

場 所 地方銀行会館

出 席 数 64行(総数64行)

決 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

第 1 号議案 きらぼし銀行の当協会への加入の件

第 2 号議案 理事 1 名の補欠選任の件

当協会理事 山梨中央銀行 進藤 中氏の辞任の届出に伴い、後任
の理事として山梨中央銀行 頭取 関 光良氏を選任。

第 1 7 0 回 臨時会員総会

開 催 日 2018 年 3 月 14 日

場 所 地方銀行会館

出 席 数 64 行（総数 64 行）

決 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

第 1 号議案 2018 年度収支予算書の承認の件

第 2 号議案 寄付金要請への対応の承認の件

2 . 理 事 会

4 月理事会

開 催 日 2017 年 4 月 11 日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 25 名（総数 26 名）

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

1 . 平成 29 年度当協会役員改選手続き（案）

2 . 寄付金要請への対応（案）

報 告 事 項 下記の事項を報告。

1 . ゆうちょ銀行の新規業務認可申請について

2 . 全銀協「ブロックチェーン連携プラットフォーム」(仮称)の基本構想

3 . 金融・IT ネットワークシステム (XML 新システム) の検討状況

4 . F I S C 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン (緊急時対応計画)
策定のための手引書」の改訂

5月理事会

開 催 日 2017年5月16日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 27名(総数28名)

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

1. 第68回定時会員総会の議案

< 決議事項 >

第1号議案 平成28年度収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書の承認の件

第2号議案 役員を選任の件

< 報告事項 >

(1) 平成28年度事業報告

(2) 公益目的支出計画実施報告

2. 東日本大震災事業者再生支援機構に対する人材派遣への対応(案)

報 告 事 項 下記の事項を報告。

1. 銀行のカードローンを巡る動き

2. 銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に関する国内規制の検討状況

3. 福祉医療機構の民業補完徹底に向けた取組状況等

4. 業務上の諸課題

(1) 積立NISAの導入に向けた動き

(2) 個人型確定拠出年金の普及・推進に向けた動き

6月理事会

開 催 日 2017年6月13日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 27名(総数28名)

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

1. 第68回定時会員総会の議案(決議事項 第2号議案 役員を選任の件)

2. 臨時会員総会の議案

< 決議事項 >

議案 きらぼし銀行の当協会への加入の件

3. 会長所信(案)

報告事項 下記の事項を報告。

1. 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する国内規制の検討状況
2. 休眠預金等活用審議会の検討状況
3. 全銀システムの稼働時間拡大に向けた検討状況等
4. FISC「金融機関における FinTech に関する有識者検討会」の報告書取りまとめ

6月臨時理事会

開催日 2017年6月14日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

○正副会長等の選定について

6月臨時理事会（書面決議）

決議があったものとみなされた日 2017年6月28日

同意理事数 27名（総数27名）

同意監事数 3名（総数3名）

決議があったものとみなされた事項 下記の事項を付議、了承。

臨時会員総会議案の追加

2017年7月12日（水）開催の臨時会員総会に次の事項を追加付議する。

< 決議事項 >

第2号議案 理事1名の補欠選任の件

7月理事会

開催日 2017年7月11日

場所 地方銀行会館

出席理事数 27名（総数27名）

報告事項 下記の事項を報告。

1. ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ後の状況
 2. オープンAPIを巡る動き
 3. 事業用不動産の賃貸等に関する監督指針の改正
 4. つみたてNISAの導入に向けた動き
 5. 手形・小切手の電子化を巡る動き
 6. 業務上の諸課題
- (1) 「FinTech時代のオンライン取引研究会」の検討状況
 - (2) 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」の検討状況

9月理事会

開催日 2017年9月12日

場所 地方銀行会館

出席理事数 27名（総数28名）

協議事項 下記の事項を付議、了承。

1. 2017年度の規制改革要望（案）
2. 東日本大震災事業者再生支援機構に対する出向者派遣への対応（案）

報告事項 下記の事項を報告。

1. 郵政民営化委員会の動向
2. 税公金収納効率化を巡る動き
3. つみたてNISAの導入に向けた動き
4. マネロン等防止態勢の整備に向けた動き
5. 全銀協「ブロックチェーン連携プラットフォーム」の整備等

10月理事会

開催日 2017年10月17日

場所 地方銀行会館

出席理事数 26名（総数28名）

報告事項 下記の事項を報告。

- 1．郵政民営化を巡る動き
- 2．政府系金融機関の民業補完徹底の要請に向けた検討状況
- 3．マネロン等対応ワーキング・グループの設置
- 4．手形・小切手の電子化を巡る動き
- 5．銀行カードローン等を巡る動き

11月理事会

開 催 日 2017年11月14日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 27名（総数28名）

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

○就業規則の一部改定（案）

報 告 事 項 下記の事項を報告。

- 1．信用保証制度の見直しに向けた対応
- 2．地方創生を巡る検討状況
- 3．金融E D Iの利活用に向けた検討状況
- 4．決算報告等の合理化・簡素化の動き
- 5．業務上の諸課題
 - (1)経営者保証ガイドラインの活用促進に向けた取組み
 - (2)フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた動き

12月理事会

開 催 日 2017年12月12日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 27名（総数28名）

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

- 1．当協会次期会長の内定（案）
- 2．寄付金要請への対応（案）

報 告 事 項 下記の事項を報告。

- 1．2018年度例会等日程

- 2 . 商工中金の民業補完のあり方等の検討状況
- 3 . 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」の検討状況
- 4 . 全銀協における貸付自粛制度の導入に向けた検討状況
- 5 . F I S C 安全対策基準の改訂に向けた検討状況
- 6 . バーゼル の最終合意

1月理事会

開 催 日 2018年1月16日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 28名(総数28名)

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

2018年度研修事業計画(案)

報 告 事 項 下記の事項を報告。

- 1 . 金融庁における金融検査・監督の見直し
- 2 . 商工中金の民業補完のあり方等の検討状況
- 3 . 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」の公表等
- 4 . 規制緩和を巡る動き

2月理事会

開 催 日 2018年2月13日

場 所 地方銀行会館

出席理事数 24名(総数28名)

協 議 事 項 下記の事項を付議、了承。

- 1 . 臨時会員総会の議案

< 決議事項 >

第1号議案 2018年度収支予算書の承認の件

第2号議案 寄付金要請への対応の承認の件

- 2 . 2018年度事業計画(案)

- 3 . 2018年度発行政府保証債の引受け等に関する申合せ(案)

4. 東日本大震災事業者再生支援機構からの人材派遣要請への対応(案)

報告事項 下記の事項を報告。

1. 規制緩和を巡る動き
2. でんさいネットの利用促進に向けた取組み
3. 「マネロン対応高度化官民連絡会」の設置

3月理事会

開催日 2018年3月13日

場所 地方銀行会館

出席理事数 28名(総数28名)

協議事項 下記の事項を付議、了承。

○2018年度預金保険料率への対応(案)

報告事項 下記の事項を報告。

1. 郵政民営化委員会の検討状況
2. 日本公庫の制度融資のあり方に関する検討状況
3. 業務上の諸課題
 - (1) つみたてNISAの推進を巡る動き
 - (2) 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」報告書の取りまとめ
 - (3) 「グローバル外為行動規範」を巡る動き
 - (4) 全銀協におけるSDGs推進方針の策定等

3. 監事会

5月16日

7月20日(書面開催)

4. 例会

第788回 4月12日

第789回 5月17日

第790回 6月14日

第791回 7月12日

第 792 回	9 月 13 日
第 793 回	10 月 18 日
第 794 回	11 月 15 日
第 795 回	12 月 13 日
第 796 回	1 月 17 日
第 797 回	2 月 14 日
第 798 回	3 月 14 日

5 . 委員会

§ 諮問会議

初回会合において、ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ後の状況、つみたて N I S A の導入に向けた動き、手形・小切手の電子化を巡る動きについて意見交換を行った。以降は理事会に取りあげられる案件について書面で意見を聴した。

§ 基本問題調査会

2017 年度は、「地方銀行における働き方改革」および「環境変化の下での地方銀行の顧客サービスのあり方」を取りあげて議論を行った。

前者は、政府の「働き方改革」による生産性向上の促進を契機として、わが国企業において、少子高齢化や価値観の多様化などに対応し、働き方を見直す動きが急速に広がる中、地方銀行も、各行がそれぞれの実情に合わせて工夫した働き方改革を進めているが、限られた時間の中での若手育成、業績評価の見直し、中間管理職への業務のしわ寄せなど、働き方改革の過渡期であるがゆえの課題や副作用も生じているとの問題意識から取りあげたものである。2017 年 7 月に検討を開始し、外部有識者からの講演を基に、地方銀行が働き方改革を進めるにあたっての留意点等について議論を行い、2018 年 1 月に議論の内容を取りまとめ、例会に報告した。

後者は、人口減少・少子高齢化の進展に伴う顧客の金融に対するニーズの変化や、スマートフォンの普及、フィンテックの進展、営業時間の自由化や銀行代理業規制の緩和など、地方銀行経営を巡る環境の変化を踏まえ、顧客チャネルのあり方や、提供する金融商品・サービスや営業店事務、それを支える行内態勢を見直し、収益向上と地域の金融インフラ機能維持の両立を図ることが、地方銀行の課題となっているとの問題意識から取りあげたものである。2018 年 6 月の取りまとめに向け、同

年2月以降、外部有識者からの講演を基に、地方銀行における今後の顧客サービスの方向性や留意点等について意見交換を行っている。

§ 研修事業委員会

2018年度の研修事業計画案について審議を行った。

§ 財務委員会

2018年度予算編成方針および同収支予算書案について審議を行った。

§ 一般委員会

例会・理事会等に取り上げられる案件について審議を行った。

また、その他当面の諸課題についても、検討、協議を行った。

§ 監査委員会

監事会において決定した「監事監査」実施計画に基づき、事務局が行った自主監査結果について、その適否を検証した。

§ 財務委員会準備会

財務委員会での審議を効率的に進めるため、同委員会の開催に先立ち、協会の2018年度予算編成方針および同収支予算書案について審議を行った。

§ 企画専門委員会

地銀界の規制改革要望事項、政府・銀行界におけるオープンAPIに関する検討状況、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」および「ディスクロージャーワーキング・グループ」の検討状況、バーゼル規制に関する国内外の動向、ゆうちょ銀行の預入限度額引上げなど、地方銀行の経営上の諸課題について検討を行った。

また、委員からの希望に基づき、「サイバーセキュリティ対策」(2017年6月)、「キャッシュレス社会の進展と銀行への影響」(同年9月)、「RPA活用による生産性の向上」(同年12月)をテーマに、外部講師から講演を聴した。

§ 業務専門委員会

政府系金融機関に対する民業補完の徹底に向けた取組み、「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進に向けた取組み、信用保証制度の見直しへの対応、地方創生への対応、銀行カードローンやアパート・マンションローンへの対応、つみたてNISAや個人型確定拠出年金の普及・推進に向けた取組み、認定支援機関制度の見直し、でんさいネットの利用促進に向けた取組み、住宅金融支援機構の業務改善に関する要望、金融検査・監督の見直しへの対応、地銀協「偽造・盗難キャッシュ

「キャッシュカード被害に係る団体保険制度」の制度改善等について検討を行った。

§ 事務専門委員会

手形・小切手の電子化、マネー・ローンダリングへの対応、LONGS（長信銀・商中キャッシュサービス）からの口座確認業務提携に係る申入れへの対応、口座確認業務等に係る提携先信用組合の拡大、全銀システムの稼動時間拡大に伴うMICS事務取扱規則の改定、地銀協「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」の保険料見直し等について検討を行った。

§ 市場専門委員会

2018年度の政府保証債（10年債）の募集・引受け等に関する申合せについて検討を行った。

また、地域金融機関における市場運用の現状と課題およびRPAの市場業務への活用について講演を聴し、意見交換を行った。市場部会における有価証券運用における現状の課題と今後の方向性にかかる検討状況を報告した。グローバル外為行動規範への対応、全銀協TIBOR改革など、市場部門を巡る諸課題について意見交換を行った。

§ リスク管理専門委員会

リスク管理高度化に係る事項、資産分類・償却・引当関連事項、CRITS運営管理事項、CRITSシステムの機能改善等に関する諸施策の検討を行った。

§ 地銀協保険制度検討専門委員会

2017年10月に導入したダブルサポート団信制度や、2018年4月以降に実施する住宅ローン団信制度等の最高保険金額の引上げ等に係る規約改定について検討を行った。また、地銀協団体信用生命保険制度に関する有効な制度改善提案に係る各生命保険会社へのシェア配分等について検討を行った。

§ 人事研修専門委員会

研修事業部会での検討および全行の受講見込みアンケートを踏まえて、2018年度の研修事業計画案を取りまとめたほか、人材育成上の課題について意見交換を行った。

§ 企画部会

§ 経理部会

§ 広報CSR部会

- § 法人業務部会
- § 個人業務部会
- § 地方創生部会
- § 融資部会
- § 法務コンプライアンス部会
- § I T ・ 決済関連業務部会
- § 内為・事務管理部会
- § 事務システム部会
- § 市場部会
- § 信用リスク管理部会
- § 研修事業部会

6 . 懇 談 会

§ 頭取懇談会

7 月 12 日

金融庁（越智副大臣ほか 15 名）、日本銀行（黒田総裁ほか 13 名）、預金保険機構（三國谷理事長ほか 3 名）の方々と会員銀行代表者との懇談を行った。

§ 賀詞交換会

1 月 17 日

金融庁（越智副大臣、森長官ほか 17 名）、財務省（可部大臣官房総括審議官）、日本銀行（黒田総裁ほか 25 名）、預金保険機構（三國谷理事長ほか 5 名）、関係金融団体等の幹部の方々および報道関係者と会員銀行代表者との賀詞交換会を行った。

§ 日本銀行との意見交換会

7 月 12 日 11 月 15 日 2 月 14 日

§ 金融庁との意見交換会

4 月 12 日 5 月 17 日 6 月 14 日 7 月 12 日 9 月 13 日 10 月 18 日
 11 月 15 日 12 月 13 日 1 月 17 日 2 月 14 日 3 月 14 日

§ ロシア銀行協会の表敬訪問

11 月 14 日

ロシア銀行協会（グリゴリヤン・セルゲイ副総裁他 8 名）が表敬訪問のため来館し、意見交換を行った。

§ 会長記者会見

5月17日　6月14日　9月13日　11月15日　1月17日　3月14日

例会終了後、日銀金融記者クラブにおいて、会長の定例会見を行った。

7 . 挨拶（例会席上）

4月12日　4月1日の代表者交代に伴い、阿波銀行 岡田会長、百十四銀行 渡邊会長、琉球銀行 金城会長より挨拶があった。

7月12日　6月下旬の代表者交代に伴い、秋田銀行 湊屋会長、北越銀行 荒城会長、山梨中央銀行 進藤会長、静岡銀行 中西会長より挨拶があった。

11月15日　内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 川上地方創生総括官補、原田参事官、山崎企画官が来館し、地方創生について説明があった。

例会議題

4月例会

- 1．平成29年度当協会役員改選手続き
- 2．ゆうちょ銀行の新規業務認可申請について
- 3．全銀協「ブロックチェーン連携プラットフォーム」（仮称）の基本構想の取りまとめ
- 4．金融・ITネットワークシステム（XML新システム）の検討状況
- 5．FISC「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」の改訂
- 6．地銀協団体生命保険制度における商品性向上の取組み
- 7．各種審議会等の審議状況

5月例会

- 1．東日本大震災事業者再生支援機構に対する人材派遣への対応
- 2．銀行のカードローンを巡る動き
- 3．福祉医療機構の民業補完徹底に向けた取組状況等
- 4．業務上の諸課題
 - (1) 積立NISAの導入に向けた動き
 - (2) 個人型確定拠出年金の普及・推進に向けた動き
- 5．各種審議会等の審議状況

6月例会

- 1．会長所信
- 2．銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に関する国内規制の検討状況
- 3．休眠預金等活用審議会の検討状況
- 4．全銀システムの稼働時間拡大に向けた検討状況等
- 5．FISC「金融機関におけるFinTechに関する有識者検討会」の報告書取りまとめ
- 6．基本問題調査会の取りまとめ「観光立国と地方創生」

7．各種審議会等の審議状況

7月例会

- 1．ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ後の状況
- 2．オープンAPIを巡る動き
- 3．事業用不動産の賃貸等に関する監督指針の改正
- 4．つみたてNISAの導入に向けた動き
- 5．手形・小切手の電子化を巡る動き
- 6．業務上の諸課題
 - (1) 「FinTech時代のオンライン取引研究会」の検討状況
 - (2) 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」の検討状況
- 7．各種審議会等の審議状況
- 8．平成28年度地銀ネットワークサービス株式会社決算(案)

9月例会

- 1．2017年度の規制改革要望
- 2．郵政民営化委員会の動向
- 3．税公金収納効率化を巡る動き
- 4．つみたてNISAの導入に向けた動き
- 5．マネロン等防止態勢の整備に向けた動き
- 6．全銀協「ブロックチェーン連携プラットフォーム」の整備等
- 7．各種審議会等の審議状況

10月例会

- 1．郵政民営化を巡る動き
- 2．政府系金融機関の民業補完徹底の要請に向けた検討状況
- 3．マネロン等対応ワーキング・グループの設置
- 4．手形・小切手の電子化を巡る動き
- 5．銀行カードローン等を巡る動き
- 6．各種審議会等の審議状況

11 月例会

- 1 . 信用保証制度の見直しに向けた対応
- 2 . 地方創生を巡る検討状況
- 3 . 金融 E D I の利活用に向けた検討状況
- 4 . 決算報告等の合理化・簡素化の動き
- 5 . 業務上の諸課題
 - (1) 経営者保証ガイドラインの活用促進に向けた取組み
 - (2) フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた動き
- 6 . 各種審議会等の審議状況

12 月例会

- 1 . 当協会次期会長の内定
- 2 . 2018 年度例会等日程
- 3 . 商工中金の民業補完のあり方等の検討状況
- 4 . 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」の検討状況
- 5 . 全銀協の組織運営見直しに関する検討状況
- 6 . 全銀協における貸付自粛制度の導入に向けた検討状況
- 7 . F I S C 安全対策基準の改訂に向けた検討状況
- 8 . パーゼル の最終合意
- 9 . 業務上の諸課題
 - (1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (案)」等の公表
 - (2) 全銀ネット「ブロックチェーン技術の活用可能性に関する研究会」報告書の取りまとめ
 - (3) オープン A P I を巡る動き
- 10 . 各種審議会等の審議状況

1 月例会

- 1 . 2018 年度研修事業計画
- 2 . 金融庁における金融検査・監督の見直し

- 3 . 商工中金の民業補完のあり方等の検討状況
- 4 . 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」の公表等
- 5 . 業務上の諸課題
 - (1) 決済高度化を巡る検討状況
 - (2) 認定支援機関制度の見直しを巡る動き
- 6 . 基本問題調査会の取りまとめ「地方銀行における働き方改革」
- 7 . 各種審議会等の審議状況

2月例会

- 1 . 2018年度事業計画
- 2 . 2018年度発行政府保証債の引受け等に関する申合せ
- 3 . 東日本大震災事業者再生支援機構からの人材派遣要請への対応
- 4 . 規制緩和を巡る動き
- 5 . でんさいネットの利用促進に向けた取組み
- 6 . 「マネロン対応高度化官民連絡会」の設置
- 7 . 各種審議会等の審議状況

3月例会

- 1 . 2018年度預金保険料率への対応
- 2 . 郵政民営化委員会の検討状況
- 3 . 日本公庫の制度融資のあり方に関する検討状況
- 4 . 業務上の諸課題
 - (1) つみたてNISAの推進を巡る動き
 - (2) 「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」報告書の取りまとめ
 - (3) 「グローバル外為行動規範」を巡る動き
 - (4) 全銀協におけるSDGs推進方針の策定等
- 5 . 全銀協組織運営見直しの検討に関する提言案
- 6 . 各種審議会等の審議状況

要望決議事項

1. 地銀界からの意見（パブリックコメント等）

(1) 金融庁関係

A. 銀行の事業用不動産の賃貸等に関する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するコメント

2017年6月23日、金融庁は、銀行界からの要望を踏まえ、銀行の事業用不動産の賃貸等に関する要件等を一部緩和する監督指針の一部改正（案）を公表し、パブリックコメントに付した。

これに対し、より柔軟な賃貸が可能となるよう、さらなる見直しを求める旨のコメント等を、同年7月24日、金融庁に提出した。

B. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するコメント

2017年12月8日、金融庁は、2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策に関するリスク管理の基本的考え方を明らかにし、金融機関等の実効的な態勢整備を促すため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)」等を公表し、パブリックコメントに付した。

これに対し、マネロン等リスクの特定・評価・低減、顧客管理、海外送金等を行う場合の留意点等に対するコメントを、2018年1月12日、金融庁に提出した。

C. 人材紹介業務の取扱いに関する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するコメント

2018年1月23日、金融庁は、銀行およびその子会社等において、取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化する監督指針の一部改正（案）を公表し、パブリックコメントに付した。

これに対し、改正に賛同する旨のコメント、および人材紹介業務の定義、子会社等が営む場合の収入依存度規制の考え方等の質問を、同年2月22日、金融庁に提出した。

D. 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）に対するコメント

金融庁は、金融モニタリング有識者会議報告書「検査・監督改革の方向と課題」（2017年3月公表）を踏まえ、2017年12月、新しい検査・監督を実現するための「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）を公表し、パブリックコメントに付した。

これに対し、検査・監督における高い透明性・公平性の確保、市場メカニズムの発揮につながるようなKPI等の選択・開示、金融機関の創意工夫の発揮を可能とする環境整備（規制緩和・公正な競争環境の確保・関係省庁との連携）を柱とする地銀界の意見・質問を、2018年2月13日、金融庁に提出した。

(2) 郵政民営化委員会関係

2017年8月31日、郵政民営化委員会より、郵政民営化の進捗状況の総合的な検証に関連した意見募集が行われた（郵政民営化法第19条に基づく、3年ごとの郵政民営化の進捗状況の総合的な検証で同委員会が取りまとめる意見の参考として国民の意見を募集するもの）。

これに対し、当協会は、郵政民営化に関してこれまで主張してきた公正な競争条件の確保、適正な規模への縮小、地域との共存、利用者保護の4点を踏まえた地銀界の意見を取りまとめ、同年10月2日、同委員会に提出した。

2. 公務関係要望事項等

(1) 公務関係要望事項

当協会が2009年度から実施している電子納付推進等の要望活動に賛同した7金融団体（全国銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会および農林中央金庫）との連名によ

り、2017年6月、以下～の内容の要望書を提出した。

内閣情報通信政策監（政府CIO）による電子自治体の一層の推進支援等

政府CIOに対し、利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の支援、マイナポータルを利用した地方税等の電子納付の早期実現について要望した。

総務省、国税庁、厚生労働省等における電子納付の推進等

総務省に対し、上記に加え、地方税の全国共通の電子納税システムの構築、賦課税納付書の規格・様式の統一化に向けた環境整備等について要望したほか、地公体関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）に対し、電子申告と合わせた電子納付（ペイジー）の実施等について要望した。

また、国税庁に対し、国税のダイレクト方式の利用促進に向けた措置、ダイレクト方式および口座振替に係る経費負担の適正化等について要望したほか、厚生労働省に対し、労働保険料の電子申告・電子納付の推進、国民年金保険料等の電子納付・口座振替の推進、口座振替に係る経費負担の適正化について要望した。

警察庁における交通反則金に係る電子納付導入

警察庁に対し、交通反則金に係る電子納付導入の早期実現について要望した。

(2) 住宅金融支援機構の業務改善要望

2017年8月、当協会より、国土交通省および住宅金融支援機構に対し、管理回収業務に係る事務委託手数料の民間金融機関のコストに見合う水準への見直し等について、業務改善の要望書を提出した。

3. 規制改革要望

(1) 2017年度規制改革要望

2017年9月、会員銀行を対象に実施したアンケートを踏まえ、以下の全15項目からなる地銀界の規制改革要望を取りまとめ、内閣府へ提出した。

非上場株式に係る売買の媒介業務の解禁（新規）

店舗の建替えで発生した余剰スペースの外部賃貸の一層の柔軟化（新規）

限定された分野における、銀行本体もしくは子会社による不動産仲介業務の解禁（一部新規）

ソーラーシェアリング事業の農地一時転用許可の更新性廃止（新規）

農地所有適格法人の議決権に関する要件緩和（新規）

銀行本体での税理士業務の解禁（新規）

信託業と併営することなく遺言信託、遺産整理業務のみを取り扱うことができる制度の創設（新規）

広告掲載による収入獲得が「その他の付随業務」にあたることの明確化（新規）

個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ（新規）

銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和（一部新規）

生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止

海外発行カード対応 ATM での引出手数料に関する利息制限法等の緩和

金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃

成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人による取引の本人確認義務の緩和

確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止

(2) 所有不動産の賃貸の柔軟化に関する要望

所有不動産の賃貸につき、建替え以外の理由により生じた余剰スペース（店舗の統廃合により生じた空き店舗等）についても、地域活性化に資する観点から柔軟に賃貸したいとの意見が会員行から多数出された。こうした事情を踏まえ、2018年2月に、所有不動産の賃貸についてより幅広く柔軟化を求める要望を改めて内閣府に提出した。

研 修

2017年度研修事業は、事業計画に基づき集合研修51講座、通信研修36コースを実施した結果、集合研修受講者数3,279名(前年度比153名増)、通信研修受講者数17,036名(同148名減)、コンプライアンス検定試験受験申込者数4,084名(同129名増)となった。

1. 主な実施内容

(1) 講座・コースの新設

A. 集合研修

- (a) 事業性評価融資の一層の推進に資するため、本部分行員対象の「事業性評価研究講座」に営業店行員対象コースを新設。
- (b) 低金利環境下における証券運用について研究する「証券投資研究講座」を新設。
- (c) FinTechに係る戦略策定と実践にあたっての着眼点や対応策等を整理する「金融業務講座(FinTech講座)」を実施。
- (d) 地方創生の取組みを推進する人材の専門性向上に資するため、「金融業務講座(地方創生講座)」を実施。
- (e) 「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」から移管を受けて、経営幹部への登用が期待される女性行員を対象とする「女性幹部職育成講座」を実施。

B. 通信研修

- (a) コミュニケーションの要となる「論理的に考え、自分の考えを言葉にして伝える力」を養う「銀行員のための『書く力・聴く力・話す力』養成コース」を2017年4月に新規開講。
- (b) 第4次FATF対日相互審査を控え、マネロンのリスクや実務に即した対策を学ぶ「マネロン対策実践コース」を2018年2月に新規開講。また、営業店におけるマネー・ローンダリング対策を平易に取りまとめた「マネー・ローンダリング対策の基礎」を2017年12月に新規発刊するとともに、同テーマの無料動画セミナーを2018年1月にWeb上で公開。

- (c) 金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」について、営業店の行員が知っておくべき知識をコンパクトに解説した「営業店のためのよく分かるフィデューシャリー・デューティー」を2017年10月に新規発刊するとともに、同テーマの無料動画セミナーをWeb上で公開。
- (d) 改正個人情報保護法をはじめとする顧客情報の取扱いについて分かりやすく解説する「営業店における顧客情報の取扱いQ & A 50」を2017年5月に新規発刊。

(2) 既存講座・コースの見直し

A．集合研修

- (a) 女性行員の活躍支援に資するため、「女性支店長養成講座」を「女性管理職ステップアップ講座」に改称し、支店長を目指す意識の醸成に加え、ケーススタディ等により支店長登用後を見据えたマネジメント力の強化を図るようプログラムを充実して実施。
- (b) 「女性法人営業力養成講座」のうち、法人営業経験1年以上の行員を対象とする中級編について、コンサルティング能力の向上を図るための演習を充実させるとともに、年間2回実施（前年度は1回）。

B．通信研修

- (a) フィデューシャリー・デューティーの確立・定着が求められていることに関連し、顧客のニーズや利益に真に適うリスク性商品の販売を支援するため、「預かり資産営業推進コース」の全面改訂を2017年10月に実施。
- (b) 債権法の改正を踏まえ、法律の初学者でもより理解しやすいものとするため、銀行業務に係る法律問題について、実務に即して学習する「法律基礎コース」の全面改訂を2017年10月に実施。
- (c) 債権法の改正を踏まえ、「債権法・消費者契約法改正コース」の一部改訂を2017年10月に実施。
- (d) 新入行員・内定者向けの参考教材「フレッシュマンへの贈り物」について、イラストやマンガを取り入れ、読みやすいレイアウトに変更するとともに、最近の社会情勢や新入行員の傾向を踏まえた全面改訂を2017年9月に実施。

2. 講座・コース別の受講実績等

(1) 集合研修（第1表参照）

- A. 階層別研修は16講座を実施し、受講者数は1,349名と、前年度比45名増加（前年度は15講座1,304名）。
- B. 業務別研修は35講座を実施し、受講者数は1,930名と、前年度比108名増加（前年度は35講座1,822名）。
- C. 研修所利用者数（延宿泊人数）は、12,899人と、前年度比72人増加（前年度は12,827人）。このうち、当協会主催講座受講者の利用者数は12,130人となり、前年度比109人増加（前年度は12,021人）。

(2) 通信研修（第2表参照）

- A. 基礎コースは10コースを実施し、受講者数は6,261名と、前年度比26名減少（前年度は10コース6,287名）。
- B. 階層別コースは9コース実施し、受講者数は5,463名と、前年度比852名増加（前年度は8コース4,611名）。
- C. 業務別コースは17コース実施し、受講者数は5,312名と、974名減少（前年度は17コース6,286名）。
- D. 解説書は20種類発刊し、販売数24,172冊と、前年度比6,221冊増加（前年度は17種類17,951冊）。

(3) コンプライアンス検定試験（第2表参照）

- A. 次長クラス検定試験は行1,711名と、前年度比57名増加。
- B. 一般行員検定試験は行2,373名と、前年度比72名増加。

共同事業・受託業務

1．ACS、MICSおよび統合ATM

地銀CD全国ネットサービス(ACS)の2017年度取扱実績は、支払件数・金額が2,145万件、1兆448億円と、前年に比べて支払件数が2.7%、金額が1.4%の減少となった。また、全国キャッシュサービス(MICS)の2017年度取扱実績は、支払件数・金額が1億4,119万件、6兆3,180億円と、前年に比べて支払件数が3.8%、金額が3.1%の減少となった。

2．地銀協団体保険制度等

当協会は、当協会を保険契約者とした各種の団体保険制度を運営している。

団体信用生命保険制度としては、1991年4月より、「住宅ローン団信」および「事業者向団信」を、2006年7月より「3大疾病保障特約付住宅ローン団信」を、2014年10月より「ライフサポート団信」を、2017年4月より「がん保障特約付住宅ローン団信」を、2017年10月から「ダブルサポート団信」を運営している。2018年3月末現在で、住宅ローン団信は、保険金額32兆8,198億円(参加銀行は64行:前年同月比7,687億円減)と、民間企業の団信としてわが国最大規模を維持している。また、事業者向団信は、保険金額5,714億円(参加銀行は62行:同169億円増)、3大疾病保障特約付住宅ローン団信は、保険金額9,116億円(参加銀行は52行:同590億円増)、ライフサポート団信は、保険金額4,606億円(参加銀行は33行:同1,388億円増)、がん保障特約付住宅ローン団信は、保険金額2,949億円(参加行は17行)、ダブルサポート団信は、保険金額40億円(参加行数は3行)となっている。

また、1991年8月より、会員各行の役職員を対象とした「Bグループ保険」および「医療保障保険」を、2009年8月よりBグループ保険の特約として「三大疾病保険」を、2017年8月より医療保障保険の特約として「医療費支援(無配当団体医療保障保険)」を運営している。Bグループ保険は、2017年度(2017年8月更新時)の参加銀行が58行、配当率が43.5%、加入率が45.5%と引き続き安定的な水準にある。医療保障保険は、参加銀行が29行、配当率が47.3%であり、

三大疾病保険は、参加銀行が 54 行、医療費支援（無配当団体医療保障保険）は参加行が 29 行となっている。

住宅ローン等の債務者を対象とした損害保険商品としては、1999 年 7 月より「債務返済支援保険」を、2013 年 7 月より「8 大疾病補償付債務返済支援保険」を運営している。債務返済支援保険は、参加銀行が 58 行、保険料が年間（2017 年 4 月～2018 年 3 月）で 8 億 1,764 万円（前年度比 2,551 万円減）となっている。8 大疾病補償付債務返済支援保険は、参加銀行が 16 行、保険料が年間（2017 年 4 月～2018 年 3 月）で 9,002 万円（前年度比 1,656 万円増）となっている。

なお、2005 年 12 月に取扱いを開始した「偽造・盗難キャッシュカード被害に係る団体保険制度」は 43 行が参加し、2008 年 7 月より開始した同団体保険参加銀行を対象とする「個人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約」は 36 行が参加している。また、2014 年 12 月より開始した「法人インターネットバンキング不正使用に係る被害補償特約」は 23 行が参加している。2016 保険年度（2016 年 12 月～2017 年 12 月）の払込保険料は約 4.6 億円（前年度比約 3,000 万円減）となっている。

3. 信用リスク情報統合サービス（CRITIS）

全行データベースにおける 2017 年 10 月～12 月基準データの登録実績は下表のとおり。必須登録対象である人格区分「会社法上の会社（金融業を除く）」において、債務者数が約 69 万件（前年同期比 1.2% 増）、与信総額が約 88 兆 8,303 億円（前年同期比 2.8% 増）となった。また、オプションである与信ポートフォリオ分析ソフト（みずほ第一フィナンシャルテクノロジーの CreditGauge）の採用銀行は前年度に引き続き 63 行となっている。

人格区分	登録銀行数	債務者数	与信総額
会社法上の会社	64 行	691,363 件	92,434,910 百万円
うち金融業を除く	64 行	689,522 件	88,830,279 百万円
個人事業主	64 行	289,580 件	8,404,985 百万円
国・地公体	64 行	3,300 件	22,456,530 百万円
その他法人	64 行	40,969 件	9,943,396 百万円
外国法人	37 行	1,140 件	2,169,402 百万円

4．投信販売地銀共同センター

投信販売地銀共同センター(野村総合研究所が提供する投信口座管理システム)を利用する会員銀行(50行)で構成する「投信販売地銀共同センター運営協議会」の定時総会(2017年5月開催)において、2016年度会計収支決算、2017年度事業計画、2017年度会計収支予算等を決定した。

また、同協議会幹事会(2017年7月、10月、2018年3月の3回開催)において、BESTWAY/JJの稼動状況や障害発生状況等について野村総研と意見交換を行った。また、2017年11~12月に実施したBESTWAY/JJシステム監査(3年ごとに実施)に関連し、監査委託先の選定、監査重点事項、システム監査における発見事項への対応等について検討を行った。

5．でんさい地銀共同システム

2018年1月、でんさい地銀共同システム(DENTRANS)において、でんさいネットのシステム更改と併せて、利用企業の利便性向上に資するDENTRANS独自の機能(5次機能開発)の提供を開始した。

また、DENTRANSの契約期限が2018年2月17日となっていることを踏まえ、DENTRANSの契約更改について検討を行った。その結果、全利用銀行の同意を得たことから、2018年2月13日付で、2023年2月17日まで契約期間を5年間延長する契約を再締結した。